

自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託仕様書

1 委託業務名

自動車税継続検査用確認システム構築及び保守業務

2 事業年度

令和 8 年度

3 委託業務の内容

(1) システムの構築に係る業務

普通自動車の継続検査用の納税証明書の発行可否について、JNKS（自動車税納税確認サービス。都道府県の自動車税の納付情報について運輸支局等がオンライン上で確認できるシステム）用データを利用し、納税者や車検代行業者が、WEB ページ上で 24 時間 365 日照会可能なシステムを構築する。

- サーバの選定
- サーバのレンタル
- サーバ構築（基本 OS、データベースサーバ、WEB サーバ）
- ドメイン取得
- SSL 取得
- データベースの作成
- WEB ページ作成
- JNKS データを自動取得するバッチファイルの作成
- サーバの JNKS データを更新する仕組みづくり
- 保守に必要な資料の作成
- これらのほか、以下の点について配慮の上、設計等を行うこと。
 - ・当システムの構築に当たっては、納付情報等が流出しないよう、セキュリティ対策を徹底すること。
 - ・当システムは、車検代行業者等に限らず、自動車の所有者等、広く一般的に利用されることを想定し、操作方法の簡易性を考慮した設計とすること。
 - ・当システムには、利用者の検索記録を一定期間保存し、照会できる機能を設けること。
 - ・当システムには、導入効果測定のため、利用状況を管理できる機能を設けること。
 - ・納税確認データの取込方法等、運用開始後に委託者が行う操作方法について、分かりやすく解説した運用マニュアル（PDF 形式）を作成すること。
 - ・委託者からのシステム機能及び操作方法等に関する随時の問合せに対し、適切に対応できるサポート体制を整備すること。

- ・システムの保守管理、不具合又は障害発生時において、トラブル発生に備え、あらかじめ対応担当者を指定し、緊急対応体制を構築すること。
- ・納税確認データのレコード項目の仕様改正等、ソフトウェアの更新等が必要となった場合には、委託者と協議の上対応するものとし、その更新等の管理を徹底すること。
- ・システムにアップロードする JNKS データのうち車台番号の下 4 桁を除いた車台番号のデータは完全消去し、サーバーに残さないこと。

(2) システムの保守に係る業務

- ・ 稼働確認（週次）
- ・ ドメイン取得（年次）
- ・ システムの異常監視
- ・ ハードウェア・ソフトウェアのメンテナンス頻度
- ・ バージョン管理とバージョンアップ対応
- ・ バックアップの実施方法・保管先
- ・ システム障害発生時の対応
- ・ ヘルプデスクの設置
- ・ SSL 取得（年次）
- ・ SSL 更新（年次）
- ・ レンタルサーバ更新（年次）

(1) については参考のために記しており、同様の機能が実現できれば必ずしも仕様に基づかなくても可。

(2) については、各項目に係る業務内容を、企画提案書（任意様式）に具体的に記載すること。

4 システムの概要

システムの概要については別紙 1、要件定義については別紙 2 による。

5 委託期間

(1) システム構築

契約の日の翌日から令和 9 年 1 月 15 日まで

(2) システム保守

令和 9 年 1 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 完了報告及び検査

受託者は、システム構築を完了したときは、完了の日から 10 日以内又は令和 9 年 1 月 15 日のいずれか早い日までに構築完了に係る完了報告書を県に提出し、県の検査を受けること。

7 仕様書の遵守等

- (1) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (2) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。また、仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

8 その他留意事項等

- ・当該業務の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- ・成果品の全ては、委託者に帰属するものであり、委託者の承認を受けずに第三者に公表・貸与してはならない。
- ・受託者が、本委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の内容、それに含まれる情報、再委託する理由、再委託先、再委託業務に携わる従業者の氏名、作業場所及び個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面により報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- ・県提供データ及び結果データ等、当該委託業務の履行に必要な一切の情報について、厳重な措置を講じたうえで業務を遂行すること。また、委託業務完了後、5年間は当該情報を適切に管理・保存し、保存期間終了後は、県から指示がある場合を除き、速やかに破棄すること。
- ・受託者は、当該業務の遂行について不明な点が生じた場合は、その都度、県と協議を行い、事業の円滑かつ適切な実施に努めること。
- ・本事業の実施にあたり、「山口県情報セキュリティポリシー」に定める事項を遵守すること。
- ・契約締結後10日以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。
業務計画書には、業務概要や工程、業務実施体制、成果品の内容等を記載すること。
- ・業務の成果品に係る契約不適合責任期間は、民法の定めのとおりとする。ただし、委託者は特に重大な欠陥については、上記の契約不適合責任期間経過後であっても、双方の協議の上、受託者の責任において修正を行うこと。